

## 第2問

XはAを殺害する意図を有したうえ、その殺害の方法としてAを水中に転落させて溺死させる計画を立てた。その転落させる前段階として、Aを拉致して自動車に乗せ転落場所まで運ぶにあたってAが抵抗できないようにするために、平成22年2月15日午後9時30分ごろ、路上を歩いているAの背後からクロロホルムを染み込ませたタオルをいきなりAの口に押し当て、引き続きしばらく押し付けてクロロホルムを吸引させて意識を失わせた。

その後、同日午後11時30分ごろ意識を失っているAを車に引き入れ、拉致した場所から約2キロメートル離れた港まで運び、Aを海中に投げ捨てた。

なお、鑑定の結果、Aの死因はクロロホルムの多量の吸引による肺機能不全であり、海中に投げ捨てられる前に既に死亡していたことが判明した。

Aの罪責を述べよ。(ただし、特別法違反の点を除く)

参考判例：最高裁 平成16年3月22日